

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

福島国民年金 事案 711

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで

昭和60年3月に市役所を退職した後に、私が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付又は申請免除を行っており、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、申立期間直後の昭和60年10月から62年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 26 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日までの期間について、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年 3 月 1 日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 2 月 21 日から 28 年 2 月頃まで

A 社における私の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 26 年 2 月 21 日となっているが、私は、28 年 2 月頃まで同社に勤務していた。同社を辞めた時期は、現在の住所に転居してきた頃だったと思う。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 26 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日までの期間については、当時の A 社の同僚は、申立人は、当該期間に同社に勤務していたと述べている。

また、申立人の A 社における資格喪失日は、オンライン記録では「昭和 26 年 2 月 21 日」とされている一方、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、「昭和 26 年 2 月 29 日」と記載されており、オンライン記録とそごがみられる上、当該資格喪失日は存在しない日であり、社会保険事務所（当時）の記録管理に不備がみられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 26 年 2 月末日まで A 社に勤務していたと認められ、資格喪失日を同年 3 月 1 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 26 年 3 月 1 日から 28 年 2 月頃までの期間については、申立人は、「A 社を辞めた時期は、現在の住所に転居してきた頃だったと思う。」と述べているところ、申立人に係る住民票によれば、転居日は 26 年 2 月 1 日であったことが確認できる上、複数の同僚に照会しても、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、A 社では、「当時、申立人が勤務していたかは不明である。」としており、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が昭和41年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年7月7日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年4月から42年5月までは1万6,000円、同年6月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から43年5月までは2万6,000円、同年6月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から44年9月までは3万6,000円、同年10月から45年6月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から45年7月7日まで

私は、中学校卒業後、A社に入社し、申立期間には厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、自らと同年齢で同一部署に勤務していたと記憶し、昭和41年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「申立人は、入社から退職まで、自分と同じ部署で所属していた。」と述べており、また、A社の承継事業所であるB社から提出された退職者名簿により、申立人が同年4月1日から45年7月6日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票は無いものの、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人がA社において昭和41年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の払出簿及び退職者名簿によれば、申立人と同日にA社において被保険者資格を取得し、申立人と同日に退職していることが確認できる同僚についても、被保険者原票が見当たらないことから、社会保険事務所の

記録管理に不備があったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和41年4月1日に被保険者資格を取得し、45年7月7日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社し、同一部署に勤務していた前述の同僚のA社におけるオンライン記録から、昭和41年4月から42年5月までは1万6,000円、同年6月から同年9月までは2万2,000円、同年10月から43年5月までは2万6,000円、同年6月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から44年9月までは3万6,000円、同年10月から45年6月までは4万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 27 日まで
② 昭和 41 年 2 月 1 日から 42 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 6 日から 44 年 2 月 18 日まで

私は、平成 19 年頃、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について、昭和 46 年 3 月 2 日に脱退手当金を支給済みであるとの回答があった。

しかし、私は、申立期間について、脱退手当金の申請手続きを行った記憶が無く、このような記録になっていることに納得できないので、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所である A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後 51 人の被保険者原票を基に、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年間に資格喪失した者のうち、脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者 17 人の支給状況を調査したところ、いずれも脱退手当金が支給された形跡がうかがえない上、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 1 か月後の昭和 46 年 3 月 2 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間②及び③の間にある二つの事業所の計 6 か月の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人がこれを失念するとは考え難い上、

未請求となっている被保険者期間は、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは、事務処理上、不自然である。

なお、申立人は、「B社を退職する際に、退職金はもらったが、脱退手当金の制度について知らなかった。ただし、その後生活が苦しくなったことから、同社に係る厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したと記憶している。」と述べているものの、脱退手当金の受給時期、金額及び請求手続等についての記憶が定かではない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

福島国民年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月

私は、昭和62年1月末にA社B工場（現在は、C社）を退職した。会社説明会で、退職したらすぐ市役所で国民年金の加入手続を行うように言われていたので、D市役所E支所で同年2月初めに加入手続を行い、国民年金保険料と付加保険料を納付したので、申立期間について、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録によれば、昭和51年11月26日に国民年金被保険者資格を喪失してから、62年9月28日に資格を取得するまでの間において、申立人の国民年金の加入記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は、制度上、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が納付していたとする金額は、申立期間当時の国民年金保険料額とは相違している上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 713

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から同年11月まで

平成10年8月から11年3月までの国民年金保険料の納付書が届いていたが、当時、私は学生だったため、同年4月の就職後に、銀行でまとめて納付した記憶がある。

「ねんきん定期便」では、申立期間が未納とされているが、納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年8月から11年3月までの国民年金保険料を、同年4月の就職後に、まとめて納付した記憶があると述べているが、オンライン記録によれば、申立期間直後の10年12月から11年3月までの国民年金保険料は、時効直前の12年12月12日に過年度納付されたことが確認できる上、この時点で、申立期間のうち、10年10月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したとするA銀行B支店では、「当時の税金・公共料金等納付依頼書を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。」としている。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から同年 12 月までの期間、52 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 55 年 4 月から 60 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの期間、52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 1 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 51 年 7 月から同年 12 月まで
③ 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 52 年 4 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 53 年 1 月から 55 年 3 月まで
⑥ 昭和 55 年 4 月から 60 年 5 月まで

私は、集金に来ていた A 市役所の女性職員から、「10 年分の国民年金保険料を遡って納付することができる。」との説明を受けてその場で手書きの納付書を作成してもらい、昭和 60 年 5 月頃に銀行で申立期間の約 10 年分の国民年金保険料として約 86 万円を納付した。

申立期間の国民年金保険料の納付について、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 5 月頃に申立期間の約 10 年分の国民年金保険料を遡って納付したと述べているところ、この時点で申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の約 10 年分の国民年金保険料を遡って納付したと述べているが、申立人が納付したと述べている金額は、申立期間の国民年

金保険料額と大きく相違しているなど、申立人の主張には不自然な点がみられる。

さらに、申立人は、A市役所の女性職員から国民年金について説明を受け、納付書を作成してもらったと述べているところ、市の職員が納付済みと確認できる期間の国民年金保険料の納付を求めることは考え難い上、当該職員が同市役所に勤務していたことを確認できたのは平成3年度以降であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和60年5月頃に当該職員が同市役所に勤務していたことは確認できない。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年7月から同年12月までの期間、52年4月から同年12月までの期間及び55年4月から60年5月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人は、申立期間のうち、51年4月から同年6月までの期間、52年1月から同年3月までの期間及び53年1月から55年3月までの期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1140

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月20日から32年5月5日まで

私は、申立期間当時、日中勤務しながら夜間の大学に通っていた。日中に勤務した際の給与を学費に充て家計を助けていたので、大学に通っていた期間は、勤務していたはずである。

申立期間の直前にはA社において、また、申立期間の直後にはB社において厚生年金保険被保険者記録があることから、申立期間においてもこれらの事業所のどちらかに勤務していたはずであり、勤務していたのであれば、厚生年金保険被保険者期間についても欠落は無いと思われるので、調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社又はB社のどちらかに勤務していた旨申し立てている。

しかしながら、A社の当時の事業主の妻及び同僚は、申立人が夜間の大学に通いながら勤務していたことを記憶しているものの、申立人の退職日や退職に至った経緯を記憶しておらず、また、B社の同僚も、申立人の入社日を記憶していないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、両事業所の当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1141

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 37 年 7 月 7 日まで
亡くなった妻が年金の裁定請求を行った際、申立期間について脱退手当金が支給済みと記録されていることを知った。

しかし、妻は、「申立事業所を退職する際、脱退手当金を支給された記憶は無い。」と話していたので、このような取扱いには納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立事業所に勤務していた複数の元経理担当者は、「申立事業所では、脱退手当金の代理請求を行っていた。担当は、事務長等であった。」と述べていることから、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 37 年 9 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年10月31日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、「脱退手当金を受け取られたかどうかのご確認について」というはがきが届き、この期間の厚生年金保険料が脱退手当金として支給されたことになっていることが分かった。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和21年3月7日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、給付種類として「脱退手当金」と記載されているほか、支給額及び資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和20年10月31日の前後1年以内に資格喪失した者で、資格喪失の時点で脱退手当金の受給要件を満たす75人について、厚生年金保険被保険者台帳を基に脱退手当金の支給状況を調査したところ、申立人を含む66人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む33人が資格喪失日から4か月以内に、23人が6か月以内に脱退手当金の支給がなされており、支給日が申立人と同一となっている者もみられる上、申立期間当時は通算年金制度創設前であつ

たことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 31 日から 44 年 3 月 1 日まで

「お客様の脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」のはがきが届いて、初めて申立期間の脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。

脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の複数の同僚が、「退職する際、労務課の担当者から脱退手当金についての説明を受けた。」、「脱退手当金は会社を通じて請求した。」と述べている上、申立期間当時に同社の労務課に所属していた同僚が、「労務課の社会保険事務担当者が、退職する従業員に対して脱退手当金の説明を行っていた。退職する従業員から要望があった場合、社会保険事務担当者が本人に代わって脱退手当金の請求手続を行うことも多かったはずである。」と述べていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示及び「44.5」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年5月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福島厚生年金 事案 1144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 23 日から 36 年 12 月 1 日まで
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間にはA社（現在は、B社）に勤務していたが、この期間について脱退手当金が支給されていることを知った。

私は、脱退手当金を受給していないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 4 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者で、資格喪失の時点で脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者 40 人の脱退手当金の支給状況を調査した結果、25 人に支給記録があり、そのうち 21 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚が、「脱退手当金は、退職する際に、会社を通じて請求した。」と述べていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金の請求書類として、申立事業所から管轄の社会保険事務所（当時）に提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所地が記載されている上、脱退手当金額計算書が作成され、同計算書には、「国庫金送金請求書番号」、「決裁済」及び「支拂済」の各押印が確認できるなど、これらの関係書類に不自然な点はうかがえない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 6

月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さのほうがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 19 日から 23 年 1 月 26 日まで
年金事務所で厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給されていることを知った。

しかし、私は、A社B工場を退職する際に、脱退手当金の請求をしておらず、お金を受け取った記憶も無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和23年3月31日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、給付種類として「脱退手当金」と記載されているほか、支給額及び資格期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和23年1月26日の前後1年以内に資格喪失した者で、資格喪失の時点で脱退手当金の受給要件を満たす55人について抽出し、厚生年金保険被保険者台帳を基に脱退手当金の支給状況を調査したところ、申立人を含む16人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む13人が資格喪失日から約6か月以内に、3人が7か月以内に脱退手当金の支給がなされている上、支給が確認できる者の中には、支給日が申立人と同一となっている者が確認できるほか、

元同僚が、「申立事業所では、脱退手当金制度の説明をしており、自分の周りにも脱退手当金を受給した者が複数いた。」と述べていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立事業所を退職後、昭和 36 年 4 月まで公的年金の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さほうがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。